八一二五	瓶及びジャー
八一三〇	リール及びスプール
八一三五	包装用の材料
八五	化粧用品
八七	農業用品
九三	非金属加工品
九四	非金属原材料
九九	その他のもの

第五節　サービス

第十七章（政府調達）の規定は、第一節から第三節までに掲げる調達機関によって調達され、かつ、千九百九十一年の国際連合の暫定的な中央生産物分類（電気通信サービスについては、文書ＭＴＮ・ＧＮＳ－Ｗ－一二〇）によって特定される次の全てのサービスについて適用する。

（千九百九十一年の暫定的な中央生産物分類（ＣＰＣ））	
五一	建設工事
六一一二	自動車の保守及び修理のサービス（注１）
六一二二	モーターサイクル（原動機付自転車を含む。）及びスノーモービルの保守及び修理のサービス（注１）
七一二	その他の陸上運送サービス（七一二三五（郵便の陸上運送）を除く。）
七二一三	運転者を伴う海上航行船舶の賃貸サービス
七二二三	海上航行船舶以外の船舶（運転者を伴うもの）の賃貸サービス
七三	航空運送サービス（七三二一〇（郵便の航空運送）を除く。）
七四八	貨物運送取扱いサービス
七五一二	クーリエ・サービス（注２）
	電気通信サービス
	ＭＴＮ・ＧＮＳ－Ｗ－一二〇（対応するＣＰＣ）
	２・Ｃ・ｋ　七五二三　電子メール
	２・Ｃ・ｈ　七五二三　ボイスメール
	２・Ｃ・ｉ　七五二一　情報及びデータベースのオンラインでの検索
	２・Ｃ・ｊ　七五二三　電子データ交換（ＥＤＩ）
	２・Ｃ・ｌ　七五二九　高度ファクシミリ・サービス
	２・Ｃ・ｍ　七五二三　コード及びプロトコルの変換
	２・Ｃ・ｎ　七五二三　情報及びデータのオンラインでの処理（トランザクション処理を含む。）
八四	電子計算機サービス及び関連のサービス
八六四	市場調査及び世論調査のサービス
八六七	建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス（注３）
八七一	広告サービス
八七三〇四	装甲車による運送サービス
八七四	建築物の清掃サービス
八八四四二	出版及び印刷のサービス（注４）
八八六	金属製品、機械及び機器の修理のサービス
九四	汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス

第五節の特定のサービスに関する注釈

注１　特別に改良され、かつ、調達機関の規則に従って点検されている自動車、モーターサイクル（原動機付自転車を含む。）及びスノーモービルの保守及び修理のサービスは、含まない。

注２　信書に係るクーリエ・サービスは、含まない。

注３　建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスに限る。ただし、独立して調達される場合の次のサービスを除く。

建築設計サービス（ＣＰＣ八六七一二）の実施設計サービス

契約監理サービス（ＣＰＣ八六七一三）

基礎及び建築構造物の建設のためのエンジニアリングデザイン・サービス（ＣＰＣ八六七二二）、建築物の機械及び電気の設備のためのエンジニアリングデザイン・サービス（ＣＰＣ八六七二三）又は土木建設工事のためのエンジニアリングデザイン・サービス（ＣＰＣ八六七二四）のうちのいずれかの実施設計、仕様書の作成若しくは費用見積り又はこれらの組合せから成る設計サービス

建設及び設置工事段階におけるその他のエンジニアリング・サービス（ＣＰＣ八六七二七）

この編の規定の適用上、「ＣＰＣ」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

注４　秘密の情報を含む資料に係る出版及び印刷のサービスは、含まない。

第六節　建設サービス

第十七章（政府調達）の規定は、第一節から第三節までに掲げる調達機関によって調達される次の全ての建設サービスについて適用する。

建設工事（ＣＰＣ五一）

第六節に関する注釈

１　建設サービス契約とは、その手段のいかんを問わず、暫定的な中央生産物分類（ＣＰＣ）第五一区分に掲げる土木工事又は建築物の工事の実施を目的とする契約をいう。

２　二千十一年十一月三十日の時点の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）に基づく建設事業に係る調達について適用する。

第七節　一般的注釈

前節をその注釈２の規定に従って適用する場合を除くほか、二千十年十二月十日の時点の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の適用範囲内の事業に係る調達について、この協定を適用する。

第八節　基準額の価額

１　第一節から第三節までに掲げる基準額の価額は、前々年の一月一日に開始し、前年の十二月三十一日に終了する直近二年間の特別引出権に対する円の価額の平均値に基づき、西暦における偶数の年ごとに円建てに換算する。

２　日本国は、オーストラリアに対し、この協定の効力発生の時に円建てに換算した基準額及びその有効期間を通報し、その後はオーストラリアに対し、新たに換算した基準額を当該新たに換算した基準額の効力が生ずる遅くとも一箇月前までに通報する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　上川　陽子
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　西川　公也
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫
防衛大臣　江渡　聡徳